

様式第3号（別記関係）

会 議 記 録 表 紙

会 議 名 称	令和6年度第1回北本市男女共同参画審議会
開 会 及 び 閉 会 日 時	令和6年7月31日（水） 午後2時～午後3時30分
開 催 場 所	北本市文化センター 第1、2会議室
議 長 氏 名	吉野道子、三宮幸雄（仮議長）
出 席 委 員 等 氏 名	上田久美子、新井幸子、深谷忍、内田浩子、茂木好 吉野道子、内田寿子、矢内孝司、鴻野清美、 牧野康典
欠 席 委 員 等 氏 名	望月聡子、松浦修一
説 明 者 の 職 氏 名	総務部人権推進課主査 木村祐紀子、 主事 安藤真名
事 務 局 職 員 の 職 氏 名	総務部長 長嶋太一 総務部人権推進課長 中根武、主査 木村祐紀子、 主事 安藤真名

<p>会議次第</p>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 開 会</li> <li>2 委嘱状交付</li> <li>3 市長あいさつ</li> <li>4 自己紹介</li> <li>5 会長及び副会長の選出</li> <li>6 議 題 <ol style="list-style-type: none"> <li>(1)男女共同参画の推進に関する年次報告書について</li> <li>(2)令和6年度男女共同参画の推進に関する事業の実施計画について</li> </ol> </li> <li>7 報 告 <ol style="list-style-type: none"> <li>(1)令和5年度男女共同参画関連事業報告について</li> <li>(2)令和6年度男女共同参画関連事業内容について</li> </ol> </li> <li>8 そ の 他</li> <li>9 閉 会</li> </ol>
<p>配布資料</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 次第</li> <li>・ 資料1 令和6年度版男女共同参画の推進に関する年次報告書</li> <li>・ 資料2 男女共同参画の推進に関する事業の進捗状況評価シート（令和6年度）</li> <li>・ 資料3 令和5年度男女共同参画関連事業報告</li> <li>・ 資料4 令和6年度男女共同参画関連事業内容</li> <li>・ 参考資料1 令和6年度北本市男女共同参画推進委員会名簿</li> <li>・ 参考資料2 北本市男女共同参画推進条例</li> <li>・ 参考資料3 北本市男女共同参画審議会規則</li> <li>・ 参考資料4 北本市情報公開条例（抜粋）</li> </ul>

様式第4号（別記関係）

会 議 記 録

発 言 者	発 言 内 容 ・ 決 定 事 項
人権推進課長	<b>1 開会</b>
	略
北本市長	<b>2 委嘱状交付</b>
	—委嘱状の授与—
北本市長	<b>3 市長あいさつ</b>
	略
出席者	<b>4 自己紹介</b>
	—各委員及び事務局自己紹介—
市長（仮議長）	<b>5 会長及び副会長の選出について</b>
	—北本市男女共同参画審議会規則第5条第1項の規定に基づき会長が議長となることとされているが、会長の選出前であるため、市長が仮議長となる。—
市長（仮議長）	会長と副会長は委員の互選で定めることとなっている。会長に立候補する方、または他の方を推薦する方はいるか。
	—吉野委員を会長に推薦する声あり。拍手により全員承諾—
市長（仮議長）	—吉野委員が会長に選出され、仮議長としての役割

発 言 者	発 言 内 容 ・ 決 定 事 項
北本市長	を終える。—
— 退出 —	— 退出 —
人権推進課長	吉野会長より、就任の挨拶をいただく。
会長	— あいさつ —
会長（議長）	— 北本市男女共同参画審議会規則第5条第1項の規定に基づき、吉野会長が議長となる。 —
会長（議長）	副会長の選出を行う。副会長に立候補する方、または他の方を推薦する方はいるか。
会長（議長）	— 上田委員を副会長に推薦する声あり、拍手により全員承諾 —
会長（議長）	上田副会長より、就任の挨拶をいただく。
副会長	— あいさつ —
会長（議長）	<p><b>6 議題</b></p> <p>議題の前に会議の公開・非公開について事務局より説明願う。</p>
人権推進課主事	— 会議の公開・非公開について説明 —

発 言 者	発 言 内 容 ・ 決 定 事 項
会長（議長）	事務局から、本会議は原則公開とすること、傍聴人の希望があれば会議資料を閲覧させることについて説明があったが、意見・質問等はあるか。
鴻野委員	会議が非公開情報に該当する場合は、公開しない事ができるのか。
人権推進課長	非公開情報に該当する場合は公開しないが、本会議は非公開の要件にあてはまらないため、公開としてよいか諮るものである。
会長（議長）	他に意見がないようなので、会議を原則公開とし、傍聴人の希望に応じて、規則に定めるとおり会議資料を閲覧させることとしてよいか。
全委員	—意見等なし—
会長（議長）	本会議を公開することとし、傍聴人の希望があれば、規則に基づき会議資料を閲覧させることとする。本日は、会議の傍聴を希望する方はいないため、このまま進行する。
会長（議長）	<p style="text-align: center;">（１）男女共同参画の推進に関する年次報告書について</p> <p>議題（１）男女共同参画の推進に関する年次報告書について、事務局より説明願う。</p>

発 言 者	発 言 内 容 ・ 決 定 事 項
人権推進課主事	—「資料1 令和6年度版男女共同参画の推進に関する年次報告書」に基づき説明—
会長（議長）	事務局からの説明について、意見や質問等はあるか。
鴻野委員	P.52「市の男性職員の育児休業取得率を上げる」において、目標進捗率が2957.1%という数字になっているのはなぜか。
人権推進課主査	令和9年度までに30%にするという目標を立てており、目標進捗率は現状値から対象年度の数値が目標に向けてどの程度進んでいるかを記載している。ここでは、目標値を大幅に上回っていたため、このような数値になっている。
鴻野委員	男性の育児休業制度を周知することにより、休暇の取得率が上昇したとあるが、1人あたりの取得期間はどれくらいなのか。
人権推進課主査	育児休業の取得率は、対象のうち何人が育児休業を取得したかである。育児休業自体は、長い期間取得する人や短い期間で終了する人もいる。
人権推進課長	この数値は対象者のうち育児休業を取得した人の割合を表しており、個人が取得した時間は取り上げていない。詳細は、個別に説明させていただく。

発 言 者	発 言 内 容 ・ 決 定 事 項
鴻野委員	女性の場合は1時間早く帰る等の制度があると思う
	が、男性にもあるのか。
人権推進課長	制度は同じである。人により長期間とる職員や短期間の職員もいる。
会長（議長）	制度についての疑問点は、個別で事務局より説明することとする。他に意見はあるか。
牧野委員	現状値28.6%に対して、目標値が30%と低い。
	何を参考に目標値を設定しているのか。現状値に対して
	目標が30%ではすでに達成できているに近い。
人権推進課長	確認後、改めて説明をさせていただく。
会長（議長）	他に質問等はあるか。
	—意見等なし—
会長（議長）	他にないため、次の議題に進む。
	<b>（2）令和6年度男女共同参画の推進に関する事業の実施計画について</b>
会長（議長）	議題（2）について、事務局より説明願う。

発 言 者	発 言 内 容 ・ 決 定 事 項
人権推進課主事	—「資料 2 男女共同参画の推進に関する事業の進捗状
	況評価シート（令和 6 年度）」に基づき説明—
会長（議長）	事務局からの説明について、意見、質問等はあるか。
茂木委員	P. 1 6 において、入庁 5 年以内の職員に対して男女
	共同参画の基礎知識を学ぶための講座を開催したとある
	が、対象者は毎年同じなのか。
人権推進課主事	昨年度は対象者を入庁 5 年以内の職員としていたが、
	一昨年はグループリーダーを対象として研修を行った。
	今年度も入庁 5 年以内の職員を対象とする予定だが、状
	況により研修を受けたことのない層が受けられるものと
	する。
茂木委員	男女共同参画の実現に向けては、固定観念が問題とな
	ることが多い。固定観念は、年齢層が高い世代が持って
	いることがおおいため。研修の対象者を工夫する必要がある。
人権推進課長	承知した。
茂木委員	資料 1 の P. 3 3 の地域における暴力防止対策の推進
	で、人権推進課でチラシを配布しているので、他の課で
	もチラシを配布する機会が増えるとよい。

発 言 者	発 言 内 容 ・ 決 定 事 項
人権推進課主事	各課と調整を行い、自治会、農業委員会、民生・児童委員・老人クラブへチラシを配布できるよう調整を行っている。
茂木委員	年次報告書は作成しているが、年度の途中で進捗状況を確認すれば事業の未実施がなくなるのではないか。
総務部長	審議会を行う前に各課の長を集め推進委員会を開催し、E等の評価になった事業について今年度の方針について話し合っている。本日いただいたご意見は、担当課へ伝える。
牧野委員	資料1のP.14でワークライフバランスについて記載があるが、各課に事業を依頼しているということは、その分仕事が増えていることである。業務の効率化を進めて生産性を上げ、事業を行うための余白を作らなければ、どんどん超勤が増えてしまう。そのためには、業務効率の改善を図らなければならない。提案制度は手のかかるものではなく、誰でも簡単に意見できるものにすべきである。その意見に業務効率化のヒントがあることが多い。業務の効率化を図ることで、事業の進捗も進んでいくのではないか。
人権推進課長	いただいた意見を参考に業務効率化へ努めていく。
会長（議長）	他に意見はあるか。ないようなので、2つの議題につ

発 言 者	発 言 内 容 ・ 決 定 事 項
人権推進課主査	いて、審議は終了する。
	<b>6 報告</b>
	<b>(1) 令和5年度男女共同参画関連事業報告について</b>
	—「資料3 令和5年度男女共同参画関連事業報告」に基づき説明—
会長（議長）	事務局からの説明に意見、質問はあるか。
茂木委員	女性相談について、一番多い相談は何か。
人権推進課主事	家族関係や夫との付き合い方に関する相談が多い。
会長（議長）	他になければ、次の報告へ進む。
人権推進課主査	—「資料4 令和6年度男女共同参画関連事業内容」に基づき説明—
会長（議長）	事務局からの説明に意見、質問はあるか。
牧野委員	女性相談は掲載されているが、男性相談が無いことには理由があるのか。

発 言 者	発 言 内 容 ・ 決 定 事 項
人権推進課長	現状では、県の男性相談を案内している。
新井委員	パープルライトアップでは、矢口造園が協力事業所として参加したが、他に事業所は募集するのか。
人権推進課主事	毎年度、協力事業所は募集しており、令和4年度には参加してくれた事業所もあった。今年度も引き続き募集する予定である。
矢内委員	資料1のP.39において、男女共同参画の視点に立った避難所づくりが新規で重要な課題だと思われるが、令和6年度男女共同参画関連事業内容におけるパネル展示「わたしの防災対策」ではどのような啓発を行ったのか。
人権推進課主事	パネルについては県から借用し、男女共同参画の視点から考える防災対策について啓発を行った。
人権推進課長	P.39については、昨年から地域防災計画の改定があったことにより追加になっており、今年度、改定後の内容に記載があると思われる。
会長（議長）	他に意見はあるか。ないようなので、報告について終了する。議題、報告については以上となる。ここで議長の職を降り、進行を事務局へ戻す。

発 言 者	発 言 内 容 ・ 決 定 事 項
人権推進課主事	—説明—
副会長	<b>8 閉会</b>
	略
	—以下余白—